

お支払口座の登録等の手続きについて

公害健康被害補償制度における診療報酬は国民健康保険団体連合会、社会保険支払基金等の審査支払機関を経由せず直接江戸川区が支払いをします。

お支払いに際して、診療報酬・調剤報酬等のお振込先を登録していただく必要がありますので、本区へ初めて請求書をする場合は必ず「支払金口座振替依頼書兼変更届書」をご提出ください。

※ 「支払金口座振替依頼書兼変更届書」の提出は、請求時にレセプト等に同封していただくか、別途郵送してください。

1 口座の指定について

お支払口座には依頼人名義の口座をご指定ください。依頼人と異なる名義の口座を指定される場合は、振込先の所在地、法人名、代表者を別にご記入ください。

2 依頼人について

公害診療報酬請求書、公害調剤報酬請求書、公害訪問看護報酬請求書の「公害医療機関」及び「開設者の氏名又は名称」欄に記載する内容と同じものを記載してください。

3 登録内容の変更

依頼書は、「新規登録の申請」と「登録内容の変更届書」を兼ねています。登録内容に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

なお、変更のお届けの場合も、事務処理の都合上すべての項目についてご記入ください。

提出先・問い合わせ先

〒132-8507（住所不要）

江戸川保健所 保健予防課医療給付係（公害担当）

☎03-5662-1414